

令和7年7月

会 員 各 位

中部船用工業会 事務局

船舶石綿含有資材調査者講習の開催機関

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

既にご案内のとおり、全ての鋼製船舶の解体・改修工事（船舶検査等に伴う機器の解放工事を含む）の際には、石綿障害予防規則等の法令に基づき、石綿（アスベスト）含有の有無を調べる「事前調査」を行う必要があります。

さらに、令和5年10月からは事前調査を行う者には、船舶石綿含有資材調査者の資格が必要となりました。

船舶石綿含有資材調査者の資格は、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者となっております。

なお、造船所又は他の船用機関整備業者等から依頼を受けた、鋼製船舶の解体・改修工事（船舶検査等に伴う機器の解放工事を含む）については、当該造船所等の責任によって事前調査が行われますが、船舶所有者又は船舶運航者等から直接依頼のあった工事については、当該依頼を受けた整備事業者の責任により事前調査を行う必要があります。

去る、令和5年2月名古屋市において厚生労働大臣が定める講習及び修了考査実施機関である一般財団法人日本船舶技術研究協会により講習会が開催されましたが、ご都合で同講習会を受講されなかった会員各位におかれては、今後、下記機関において船舶石綿含有資材調査者講習の開催が見込まれますので、同センターにお問い合わせ下さい。

那加(なか)クレーンセンター 岐阜労働局長登録

〒504-0958 岐阜県各務原市那加新加納町 3771

電話 058-389-2227 FAX 058-322-2152

船舶石綿含有資材調査者講習 受講要件（抜粋）

1. 大学・短大・高専において造船に関する学科を卒業後、船舶の製造・解体・改修に関して3年以上の実務経験を有する者
2. 大学・高専において航海・機関・機械・電気・建築・土木・航空学科(造船に準ずる学科)を卒業後、3年以上の実務経験を有する者
3. 短大において造船に準ずる学科を卒業後、5年以上の実務経験を有する者
4. 高校において造船に関する学科を卒業後、5年以上の実務経験を有する者
5. 高校・中学において造船に準ずる学科を卒業後、7年以上の実務経験を有する者
6. 石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習(2日間)を終了した者）

ご不明な点等がございましたら中部船用工業会事務局 担当：渡辺（TEL・fax 052-652-5416 e-mail: tyubu@tmb-renkyo.jp）まで、ご連絡いただきますようお願いいたします。